

使用料等の適正化について

(最 終 答 申)

令和 5 年 11 月 2 日

羽村市使用料等審議会

使用料等の適正化について

(最 終 答 申)

本審議会は、令和5年5月12日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、慎重に審議を進めてきた。

諮問された事項のうち、結論を急ぐ必要のある水道料金、下水道使用料、動物公園入園料、動物公園駐車場使用料、スイミングセンター使用料の見直しの5項目について、また、これらと同時に審議を行った下水道工事店指定事務手数料、都市計画証明手数料、畜犬登録等手数料、市政情報開示手数料、その他証明書手数料（行政区域の境界証明）の5項目については、去る令和5年8月18日付で中間答申を行ったところである。

残された諮問事項について、中間答申以後、延べ5回にわたる審議を重ね、このたび全ての事項について結論を得たので、ここに最終答申を行うものである。

令和5年11月2日

羽村市長 橋 本 弘 山 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会

会 長 金 子 憲

職務代理 田 村 義 明

委 員 市 野 明

伊 藤 大

太 田 知 子

小 島 昌 夫

志 田 保 夫

白 鳥 英 徳

竹 内 潤 三

松 田 達 夫

(五 十 音 順)

目 次

| | |
|------------------------------------|----------|
| はじめに | 1 |
| 使用料等の適正化についての意見 | 2 |
| 1 使用料等適正化のための基本方針について | 2 |
| 2 各施設使用料等の適正化について | 7 |
| (1) 使用料 | |
| ① 電気自動車用急速充電器使用料の適正化について | 7 |
| ② 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について | 8 |
| ③ コミュニティセンター使用料の適正化について | 9 |
| ④ 富士見斎場使用料の適正化について | 10 |
| ⑤ 霊園使用料の適正化について | 11 |
| ⑥ 産業福祉センター使用料の適正化について | 12 |
| ⑦ 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について | 13 |
| ⑧ 学校施設使用料の適正化について | 14 |
| ⑨ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について | 15 |
| ⑩ 駅前駐車施設（タクシープール）使用料の適正化について | 16 |
| ⑪ 公園運動場使用料の適正化について | 17 |
| ⑫ 公園夜間照明使用料の適正化について | 18 |
| ⑬ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について | 19 |
| ⑭ 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について | 20 |

| | | |
|---------|------------------------|----|
| ⑮ | スポーツセンター使用料の適正化について | 21 |
| ⑯ | 弓道場使用料の適正化について | 22 |
| (2) 手数料 | | |
| ① | 放置自転車等撤去手数料の適正化について | 23 |
| ② | 住民票交付手数料の適正化について | 24 |
| ③ | 印鑑登録証明書手数料の適正化について | 25 |
| ④ | 戸籍附票手数料の適正化について | 26 |
| ⑤ | その他証明手数料の適正化について | 27 |
| ⑥ | 住民基本台帳閲覧手数料の適正化について | 28 |
| ⑦ | 市民税関係証明手数料の適正化について | 29 |
| ⑧ | 固定資産税関係証明手数料の適正化について | 30 |
| ⑨ | 税関係閲覧手数料の適正化について | 31 |
| ⑩ | 納税証明手数料の適正化について | 32 |
| ⑪ | 道路関係証明手数料の適正化について | 33 |
| ⑫ | 動物の死体処理手数料の適正化について | 34 |
| ⑬ | し尿処理手数料の適正化について | 35 |
| ⑭ | 一般廃棄物処理業等許可手数料の適正化について | 36 |
| ⑮ | 墓地許可証交付手数料の適正化について | 37 |
| ⑯ | 霊園管理手数料の適正化について | 38 |

| | | |
|---|-----------------------|----|
| ⑰ | 墓地除草手数料の適正化について | 39 |
| ⑱ | 塵芥処理（ごみ処理）手数料の適正化について | 40 |

| | |
|------|----|
| おわりに | 41 |
|------|----|

| | |
|-----|----|
| 資料編 | 43 |
|-----|----|

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 諮問事項一覧 | 45 |
| 2 | 審議会の開催経過 | 47 |
| 3 | 審議会委員名簿 | 49 |
| 4 | 使用料等の検討資料 | 51 |

はじめに

本審議会は、市長から諮問された使用料等の適正化について、各施設のコスト、受益者負担割合、利用状況、近隣自治体の使用料など、市から示された資料をもとに慎重に審議を進めてきた。

今回の諮問は、公共施設使用料等の設定にあたっての統一的な算定基準を設けたうえで、特定の行政サービスに係る受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかを検証し、負担の適正化を図ることが主眼であると理解するところである。そのため、審議に入るにあたっては、まず公共施設使用料等の設定についての統一的な基準となる「使用料等適正化のための基本方針」を定め、その指針に従い、各施設使用料等の適正化について審議を行ったところである。

諮問された事項のうち、結論を急ぐ必要のある「水道料金」などの10項目については、既に令和5年8月18日に市長に中間答申したところであり、その後、残された34項目について審議を重ねてきた。

各使用料等の適正化に対する本審議会の結論については、後述のとおりである。

使用料等の適正化についての意見

1 使用料等適正化のための基本方針について

公共施設の使用料や各種手数料等の金額の設定については、これまでコスト計算を行い、経費負担の推移を比較するとともに、近隣自治体の状況や市の他の公共施設などを参考に決定してきたが、平成 17 年度の使用料等審議会での、「特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が適正であるかを判断するために、『使用料等の設定にあたっての統一的な基準』を設ける必要がある」との答申を踏まえ、平成 21 年度の使用料等審議会において、算定基準を設けることとなった。

今回、使用料等の適正化について審議するにあたり、使用料の算定基準などを定めた「使用料等適正化のための基本方針」について諮問されたが、内容については、これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であると考えます。

前回までの審議会では、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の対象経費には算入しないこととしてきた。

しかし、適正な受益者負担を検討するにあたり資本形成に係る経費（インシヤルコスト）を含めたコスト計算が必要と捉え、今回からこれまでのランニングコストに減価償却費を加えたコスト計算を行うこととした。

【使用料等適正化のための基本方針】

1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

2 使用料の算定について

(1) 原価（対象経費）

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを対象経費とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の対象経費には算入しないこととしてきた。

しかし、適正な受益者負担を検討するにあたり資本形成に係る経費（イニシャルコスト）を含めたコスト計算が必要と捉え、今回からこれまでのランニングコストに減価償却費を加えたコスト計算を行うこととする。

そこで、使用料の算定に係る対象経費は以下のとおりとする。

*使用料算定の対象経費一覧

| 項目 | 説明 |
|-------|--------------------------------------|
| 人件費 | 職員の給与など、人にかかる経費 |
| 物件費 | 光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など、施設の維持管理・運営にかかる経費 |
| 維持補修費 | 施設修繕料、維持補修工事費など、施設の維持・修繕にかかる経費 |
| 補助費等 | 保険料、負担金など、施設の維持管理・運営にかかる経費 |
| 減価償却費 | 減価償却費（固定資産台帳） |

*職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金、児童手当を除く）を合算した一般会計にかかる一般職員（管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

(2) 原価計算（コスト計算）

施設使用料の原価計算（コスト計算）については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することとする。

① 1日あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用可能日数

② 1人あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用人数

(3) 使用料の計算

使用料は各施設の区分により計算するが、基本は1㎡・1時間・1人当たりの単価(コスト)を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

3 施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費(税)で負担する割合と受益者が負担する割合の目安を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場(公共)的サービスか、民間(企業)が提供できる市場的サービスかという

視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎(必需)的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

| | | | | |
|-------|-------|----------|--|-----------|
| | | 非市場(公共)的 | | |
| | ② | | | ① |
| | 公費負担 | 50% | | 公費負担 100% |
| | 受益者負担 | 50% | | 受益者負担 0% |
| 選 択 的 | | | | 基礎(必需)的 |
| | 公費負担 | 0% | | 公費負担 50% |
| | 受益者負担 | 100% | | 受益者負担 50% |
| | ③ | | | ④ |
| | | 市 場 的 | | |

- ◎基礎(必需)的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス
- ◎選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス
- ◎非市場(公共)的サービス = 主として行政が提供するサービス
- ◎市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

| 区 分 | | 例 |
|-----|----------|-----------------------|
| ① | 基礎的、非市場的 | 道路、公園、図書館など |
| ② | 選択的、非市場的 | 体育館、運動場、集会施設、公民館など |
| ③ | 選択的、市場的 | テニスコート、プール、駐車場、保養施設など |
| ④ | 基礎的、市場的 | 病院、住宅など |

4 減額・免除について

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲はできるだけ限定することが望ましく、また、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は、原則 100%とすることが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

6 使用料等の見直しの視点について

使用料・手数料の見直しにあたっては、次の視点を考慮する。

- (1) 受益者負担割合
- (2) 各施設の維持管理・運営経費に対する使用料収入の割合
- (3) 各種証明書等の発行経費等に対する手数料収入の割合
- (4) 近隣自治体等の類似施設使用料、同種手数料との均衡

7 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

8 改定における上限率の設定について（激変緩和措置について）

使用料の改定にあたっては、市民（利用者）への影響に配慮し、現行使用料等の 1.5 倍から 2 倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

9 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。

2 各施設使用料等の適正化について

(1) 使用料

① 電気自動車用急速充電器使用料の適正化について

《結論》 使用料は据え置くことが適当であると考える。

電気自動車用急速充電器使用料については、令和 2 年 7 月から有料化を行い、現在に至っている。

電気自動車用急速充電器は、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて構築した AZEMS（エイゼムス：All Zero Emission Mobile System の頭文字を組み合わせた造語）の一部である。市庁舎の屋上に設置した太陽光発電設備により蓄電した電力により、一般電気自動車用の急速充電を可能としているもので、市が直接管理運営を行っている。

設備の管理運営コストについて、令和 3 年度と令和 4 年度を比較すると、約 60 万円の増となっている。これは、令和 4 年度のコスト計算から建築物等の減価償却費を算入したことによるものである。

電気自動車は、購入の際、現在は国や都からの補助金があるが、基本的には車両価格が高額なため、ガソリン車と比較して普及していない状況がある。

本設備の使用料の適正化について検討した結果、本審議会として、二酸化炭素を排出しない市独自の自動車交通のゼロ・カーボン化の取組みを重要視していることから、現行の使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

② 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について

《結論》 条例に規定する使用料に統一することが適当であると考える。

学習等供用施設・地域集会施設については、各町内会等が施設の管理運営を行い、使用料も各町内会等が収入する利用料金制を採用していたが、地方自治法の改正に伴い、平成 18 年度からは市が直接管理運営を行い、利用者が使用料を納入する形に変更された。ただし、使用料については、条例で上限を定めているものの、それまでの地域の実情を考慮し、利用料金制当時のまま据え置かれて現在に至っている。

各施設の管理運営コストの合計について平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、約 1,025 万円の増となっている。これは、主に令和 4 年度のコスト計算から建築物等の減価償却費を算入したことによるものである。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、条例に規定する使用料よりも低い利用料金制定当時の使用料に据え置いている施設がある一方で、条例に規定する使用料を採用している施設があるなど、施設ごとに異なる使用料体系となっていることが課題となっている。慣例的に地域の実情を踏まえた使用料で運用されているが、条例では、学習等供用施設と地域集会施設の統一の使用料として部屋の面積に応じた時間区分毎の使用料が設定されている。各施設ともに地域住民の集会や学習の用に供するという同じ目的で設置されていることから、条例に規定する使用料に統一することが適当であるとの結論に達した。

③ コミュニティセンター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

コミュニティセンター使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、ホール・ステージをはじめ、老人集会室、第一研修室、調理研修室、視聴覚室などを有し、健康で文化的なコミュニティの形成とその発展に寄与するため、昭和 60 年 4 月に開館し、途中、管理運営を委託していた期間があるが、平成 20 年 4 月からは市が直接管理運営を行っている。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、約 1,500 万円の増となっている。これは、主に令和 4 年度のコスト計算から建築物等の減価償却費を算入したことによるものに加え、施設の修繕を行った経費とエネルギー価格の高騰によるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 29.0%となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、現行使用料は据え置くことが適当であるとの結論に達した。なお、コミュニティセンターは築 30 年以上経過していることから、大規模改修を行うなど、より魅力的な施設になるよう検討が必要である。

④ 富士見斎場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を見直すことが適当であると考える。

富士見斎場使用料については、消費税率が 8%から 10%に改定されたことを受け、令和 2 年 7 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、市民が低廉な費用で安心して通夜・告別式などの葬儀を執り行えるよう昭和 53 年に開設したものであり、平成 18 年 9 月からは株式会社コナモレに施設運營業務を委託している。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、約 230 万円の増となっている。これは、令和 4 年度のコスト計算から建築物等の減価償却費を算入したことによるものに加え、エネルギー価格の高騰によるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 55.0%となっている。

富士見斎場は、民間の斎場と比較しても使用料が安価であり、瑞穂斎場と同じサービスを提供している。また、施主が市民のみの利用に制限されている現状がある。

以上のことから、本施設の使用料の適正化について検討した結果、消費税の転嫁分によるものを除くと 17 年間に渡り使用料を改定していないことから、他の自治体の事例を参考に、使用料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑤ 霊園使用料の適正化について

《結論》 区画墓地の現行使用料を見直す必要があると考える。

富士見霊園は、区画墓地及び合葬式墓地を市民が利用できるよう設置した施設である。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、区画墓地で約 188 万円の増、合葬式墓地の納骨堂で約 3,081 万円の増、合葬室で約 259 万円の増となっている。これは、施設運営や維持管理にかかる委託料など物件費が増加したことなどによるものである。

合葬式墓地の使用料については、納骨堂が 40 年分の使用料を、合葬室が 20 年分の使用料を先払いすることで、毎年の管理手数料がかからないようになっている。

区画墓地の使用料については、1 m²あたりの使用料が 12 万円であり、都立多磨霊園の 92 万 2,000 円や都立小平霊園の 87 万 5,000 円と比べて非常に安価な使用料が設定されている。

また、区画墓地は、区画に空きができた時のみ公募され、供給量が少ない一方で応募者が多数の場合は抽選によって、当選した市民が非常に安価な使用料で利用できる現状がある。

以上のことから、本施設の使用料の適正化について検討した結果、区画墓地の使用料については、抽選で当選した特定の市民だけが非常に安価な使用料で受益できる状況にあることから、現行使用料の見直しが必要であるとの結論に達した。

⑥ 産業福祉センター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を見直す必要があると考える。

なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

産業福祉センターは、東京都勤労福祉会館を東京都から羽村市が移管を受けた施設で、市の産業振興の拠点としてリニューアルし、平成13年3月に開館したものであり、施設の管理運営は市が直営で行っている。また、施設使用料については、消費税率が8%から10%に改定されたことを受け令和2年7月に使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、産業振興を目的として設置していることから、市内の事業所や企業が自らの経営改善等を目的とした活動のために使用するときは使用料を免除しており、使用できる者を、市内の企業及びその従業員等としている。また、施設が空いている場合には、市民や団体など一般の利用者にも有料で使用に供している。

現行の使用料については、収容人数が120人の多目的室と50人の第2会議室において、収容人数が多い多目的室の方が安いという使用料の逆転が生じているため、料金体系を見直す必要があるとの意見があった。

以上のことから、本施設の使用料の適正化について検討した結果、産業福祉センター全体で料金体系の見直しが必要であるとの結論に達した。

⑦ 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を見直し、市外料金を設定することが適当であると考ええる。

なお、利用者数の増加・利用率の向上に向け、不断の努力をする必要がある。

生涯学習センターゆとろぎの使用料については、消費税率が 8% から 10% に改定されたことを受け、令和 2 年 7 月に使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、大・小ホールをはじめ、レセプションホール、創作室、学習室などを有し、文化・芸術活動の促進等、多くの人々が集い交流する市民の生涯学習活動の場として利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、1 億 756 万円の増となっている。これは、減価償却費を算入したこともあり約 9,500 万円、エネルギー単価の高騰による水道光熱費約 680 万円のほか、人件費や維持補修費が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 30 年度が 67.4%、令和 4 年度が 36.6% で、30.8 ポイントの減となっている。

見直しのポイントとして、これまで導入していなかった市外利用者の利用料金を新たに導入し、羽村市在住者と市外在住者を区分した料金設定に改正し、市外料金を市民料金の 1.5 倍として設定することで、羽村市在住者の料金の見直し幅を抑制する検討がされ、全体の改定率を 10% 弱（9.9%）に抑えられたことは適当であるとの結論に達した。

なお、第 1 駐車場（立体駐車場）のあり方は、生涯学習センターゆとろぎの使用料に大きく影響する要因であり、重要な検討課題である。また、利用者数が減少傾向にあるが、今後は、職員の意識改革・サービス向上、コスト削減とともに、創意工夫による魅力的な取組を進めることにより、利用者数の増加、施設の利用率の向上に向けた不断の努力を求めることを付帯意見とする。

⑧ 学校施設使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、積極的に施設のPRを行い、一般の市民の利用者を増やす方策を検討する必要があると考える。

学校施設の使用料については、社会教育及び社会体育の普及並びに幼児、児童、生徒等の安全な遊び場を確保することを目的とし、羽村東小学校の多目的室と音楽室、羽村西小学校のミーティングルーム、市内各小中学校のグラウンドや体育館などの貸し出しを行っているものである。

使用料収入については、利用者が羽村市立学校施設使用条例施行規則第6条に規定する使用料が免除となる団体等のみの利用実績で、収入がないため、一般の市民の利用実績がない原因の分析が必要との意見があった。

以上のことから、本施設使用料の適正化について検討した結果、現行使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。なお、一般の市民の利用者を増やす方策を検討する必要があると考える。

⑨ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について

《結論》 電気料金が上昇している観点から、使用料を見直すことが適当であると考える。

学校運動場夜間照明の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、羽村東小学校と羽村第三中学校の校庭に、市民の健康増進やレクリエーション、コミュニティ活性化等に資することを目的として設置されている。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、電気料などの単価は上昇しているが、使用頻度が少なかったこともあり、約 30 万円の減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、大量の電力を消費する特殊な施設であり、ランニングコストが掛かるため受益者に応分の負担を求める必要があることから、使用料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑩ 駅前駐車施設（タクシールール）使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を見直すことが適当であると考えます。

駅前駐車施設（タクシールール）は、羽村駅東口及び小作駅東口にタクシーの待機スペースとして設置されているものであり、平成 9 年に運用を開始し、現在に至っている。

本施設の使用料は、近傍宅地の固定資産税相当額及び都市計画税相当額を基に算出されており、令和 4 年度の 1 台あたり使用料は月額 8,000 円となっている。

本施設の使用料について検討した結果、駅前駐車施設も行政財産のため、羽村市行政財産使用料条例の算出方法に統一し、現行の使用料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑪ 公園運動場使用料の適正化について

《結論》 他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考え。また、市民と市外在住者の差別化を図った料金設定が必要と考える。

公園運動場については、野球場やソフトボール場、テニスコートといった有料施設が市内4カ所の公園にそれぞれ設置されており、消費税率が8%から10%に改定されたことを受け、令和2年7月に使用料を改定し、現在に至っている。

多摩地区26市の同種施設の使用料と比較すると、テニスコートについては、2番目に安く、野球場・ソフトボール場においても非常に安く設定されている。各市の施設の設備については、それぞれ状況に差異はあるものと思われるが、すべての施設において多摩地区26市の同種施設の使用料と比較して低い水準となっている。

本施設の使用料について検討した結果、使用料の現状と、令和5年度から5年契約で指定管理者に業務委託されたが、指定管理者に支出する委託料は、初年度の8800万円から、今後3年間、毎年約2%上がっていく契約になっている点など、今後の財政シミュレーションを考慮すると、使用料の見直しが適当と考える。また、市民と市外在住者の使用料の差別化を図った料金設定が必要との結論に達した。

⑫ 公園夜間照明使用料の適正化について

《結論》 指定管理者へ委託している状況を踏まえ、適切なタイミングで使用料を見直すことが適当であると考えます。

公園夜間照明の使用料については、消費税率が 8%から 10%に改定されたことを受け、令和 2 年 7 月に使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、武蔵野公園の野球場、テニスコート、富士見公園のソフトボール場、陸上競技場、テニスコートに設置されている。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、約 140 万円の増となっている。これは、エネルギー単価の上昇に伴い電気料が増加したためである。

多摩地区 26 市の同種施設の使用料を見てみると、野球場では 1 時間あたりの平均使用料が 3,178 円であるのに対し、羽村市は 3,560 円でほぼ平均値となっており、テニスコートでは 1 時間あたりの平均使用料が 591 円であるのに対し、羽村市は 510 円、陸上競技場では 1 時間あたりの平均使用料が 2,057 円であるのに対し、羽村市は 1,530 円となっており、テニスコート、陸上競技場については、多摩地区 26 市の平均より低い使用料となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、今後のコスト計上方法について、将来的な電気設備の更新コストを見込むなど、将来に向けたコスト計上方法を検討すること、また、使用料については、指定管理者への委託状況を踏まえ、適切なタイミングで見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑬ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を見直すことが適当であると考える。

なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

富士見公園クラブハウスの使用料については、消費税率が8%から10%に改定されたことを受け、令和2年7月に使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、主にスポーツ団体等に対してミーティング等のため、利用に供しているものであるが、各種団体の会議等にも利用されている。利用人数は年々減少しており、令和4年度は3,297人で平成30年度から1,500人程度減少した。

施設の1日あたりの管理運営コストについて平成30年度と令和4年度を比較すると、7,692円から6,880円と812円の減となっている。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成30年度が41.9%、令和4年度が46.9%で、5.0ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、受益者負担割合の適正化の観点から、使用料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

なお、施設の利用促進を図るため、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

⑭ 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、施設の利用促進を図るため、積極的に施設のPRを行い、利用者数を増やす努力をする必要があると考える。

堰下レクリエーション広場の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成8年4月に改定され、現在に至っている。

本施設は、芝生広場、テントサイト、3つの営火場で構成されており、主に市内の青少年団体等に利用されている。

施設の管理運営コストについて平成30年度と令和4年度を比較すると、約12万円の減となっている。これは、広場等管理委託料が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成30年度が79.8%、令和4年度が83.0%で、3.2ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合に大きな変化が見られないことから、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

なお、施設の利用促進を図るため、積極的に施設のPRを行い、利用者数を増やす努力をする必要があると考える。

⑮ スポーツセンター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を見直すことが適当であると考える。

なお、改定にあたっては、大幅な改定率とならないよう、激変緩和措置を講ずる等、調整が必要である。

スポーツセンターの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、また、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 14 年 4 月から市外利用者の使用料が 1.5 倍に設定されている。さらに、平成 29 年度の使用料等審議会の答申に基づき、個人使用料（卓球室、トレーニングルーム）の使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、体育・スポーツやレクリエーション活動を通じて、市民が健康・体力づくりを行い、心身ともに健康な生活を維持できるよう設置され多くの市民に利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、約 3,500 万円の増となっている。これは、主に減価償却費をコスト計算に加えたことによるものである。

個人使用料については、卓球室、トレーニングルームともに大人 150 円、子ども（中学生以下） 70 円となっており、利用者負担割合が低く、他市の同種施設の使用料と比較しても低廉な使用料である。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、使用料を見直すことが適当であるが、本審議会の基本方針に基づき大幅な改定率とならないよう激変緩和措置を講ずる等、調整が必要であるとの結論に達した。

⑩ 弓道場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

弓道場は、平成 17 年 4 月の開館当初から指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人羽村市体育協会が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設は、弓道場、会議室、男女更衣室、倉庫を有し、主に市内の弓道団体や一般向けの弓道教室などに利用されており、令和 4 年度の年間利用人数は 7,767 人となっている。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、約 48 万円の増となっている。これは、主に減価償却費をコスト計算に加えたことによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 30 年度が 265.8%、令和 4 年度が 211.7%で、54.1 ポイントの減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、現在、施設全体の平均負担割合が 211.7%と高い水準にあるが、弓道の専用施設であり特徴的な施設である。また、他市と同様の施設と比較しても料金が高いということはないことから、現行使用料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

(2) 手数料

① 放置自転車等撤去手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

なお、今後の料金改定を検討するうえで、自転車等の返還率と収入総額の関係を生シミュレーションすることに加え、駐輪場の有料化についても検討課題であると考える。

放置自転車等撤去手数料については、平成6年10月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、駐車禁止区域内及び市が設置した自転車駐車場内に放置された自転車等を撤去した際、当該自転車等の利用者等からその撤去に要する経費として納入されるものである。

令和4年度のコストに対する利用者負担割合は、自転車が15.1%、原動機付自転車が18.6%となっている。

本手数料については、放置した自転車等に対するもので、基本方針に基づけば利用者負担割合が100%となるように手数料を設定すべきである。しかし、手数料を値上げすることで、引き取りに来なくなる所有者が増え、処分が滞る可能性があるとの意見があった。

本手数料の適正化について検討した結果、適正な料金設定が非常に難しく、手数料は据え置くことが妥当であるとの結論に達した。今後、料金設定を検討するうえで、自転車等の返還率と収入総額関係を色々とシミュレーションする必要があること、また、駐輪場が無料のため、受益者負担の観点から駐輪場の有料化についても検討課題であることを付帯意見とするという結論に達した。

② 住民票交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料の料金体系を見直すことが適当であると考える。

住民票交付手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、そのうち郵送分は、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票の写しの交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、窓口分が 77.5%で、郵送分が 110.8%、コンビニ交付分が 21.5%となっている。

羽村市では、平成 29 年 11 月からコンビニ証明交付サービスを導入し、令和 4 年度はマイナンバーカードの普及とともにコンビニ交付件数も伸び、平成 30 年度比で 10 倍以上の交付件数となっている。今後、更にコンビニ交付の利用件数を向上させるために、窓口とコンビニ交付の手数料に差をつけるよう検討する必要があるとの意見があった。

本手数料の適正化について検討した結果、コンビニ交付件数を増やすために、窓口とコンビニ交付の手数料に差をつけるなど、料金体系の見直しが適当であるとの結論に達した。

③ 印鑑登録証明書手数料の適正化について

《結論》 現行手数料の料金体系を見直すことが適当であると考える。

印鑑登録証明書手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、印鑑登録証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、窓口分が 54.8%で、コンビニ交付分が 19.1%となっている。

羽村市では、平成 29 年 11 月からコンビニ証明交付サービスを導入し、令和 4 年度はマイナンバーカードの普及とともにコンビニ交付件数も伸び、平成 30 年度比で 10 倍以上の交付件数となっている。今後、更にコンビニ交付の利用件数を向上させるために、窓口とコンビニ交付の手数料に差をつけるよう検討する必要があるとの意見があった。

本手数料の適正化について検討した結果、コンビニ交付件数を増やすために、窓口とコンビニ交付の手数料に差をつけるなど、料金体系の見直しが適当であるとの結論に達した。

④ 戸籍附票手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

戸籍附票手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、そのうち郵送分は、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、戸籍附票の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、窓口分で 50.8%、郵送分で 80.5%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、他市町村と比較したとき、安い手数料が設定されていることから、手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑤ その他証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

その他証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票記載事項証明、不在住証明、不在籍証明、身分証明に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、各区分 45.8%～98.5%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても安い料金が設定されていることから、手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑥ 住民基本台帳閲覧手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

住民基本台帳閲覧手数料については、平成 16 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票の一部の写しの閲覧に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は 194.2%となっているが、本手数料は第三者による個人情報の悪質な取得を抑止するものともなっている。

本手数料の適正化について検討した結果、住民票交付手数料の改定等にあわせ見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑦ 市民税関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料の料金体系を見直すことが適当であると考える。

市民税関係証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、課税・非課税証明、法人証明に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、課税・非課税証明の窓口分が 79.1%、コンビニ交付分が 24.4%、法人証明書が 77.8%となっている。

今後、更にコンビニ交付の利用件数を向上させるために、窓口とコンビニ交付の手数料に差をつけるよう検討する必要があるとの意見があった。

本手数料の適正化について検討した結果、コンビニ交付件数を増やすために、窓口とコンビニ交付の手数料に差をつけるなど、料金体系の見直しが適当であるとの結論に達した。

⑧ 固定資産税関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

固定資産税関係証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、評価証明、住宅用家屋証明に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、評価証明が 56.5%、住宅用家屋証明が 184.9%となっている。このうち 100%を超える住宅用家屋証明については、多摩 26 市において同一の手数料である。

本手数料の適正化について検討した結果、評価証明については他市と比較しても安い料金が設定されていることから、手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑨ 税務関係閲覧手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

税務関係閲覧手数料については、平成 15 年 7 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、地籍図等の閲覧に要する経費として納入されるものである。令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、72.7%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、税関係証明手数料の改定等にあわせ見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑩ 納税証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

納税証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、納税に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、73.0%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても安い料金が設定されていることから、手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑪ 道路関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

道路関係証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、土地境界図証明書や公道証明等道路に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担の割合は、28.7%となっている。また、手数料の金額は、26 市と比較して、安い料金設定となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても安い料金が設定されていることから、手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑫ 動物の死体処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

動物の死体処理手数料については、消費税率が 8%から 10%に改定されたことを受け、令和 2 年 7 月に手数料を改定し、現在に至っている。

本手数料は、動物の飼い主から、動物の死体の処理を代行して行う場合に、その経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、1 体あたり 62.1%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、現在の動物の死体処理の手数は、委託先に対する処理委託料と同額であり、運搬に係る経費及び職員人件費が含まれていないため、運搬に係る経費についても受益者負担の対象とし、現行の手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑬ し尿処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

し尿処理手数料については、消費税率が 8%から 10%に改定されたことを受け、令和 2 年 7 月に手数料を改定し、現在に至っている。

本手数料は、公共下水道未接続の一般世帯及び事業所の便所等から排出されるし尿汲取等の処理に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 5.0%～58.8%となっている。

羽村市のし尿処理手数料は、羽村市と同じく青梅市のし尿処理施設に処理委託している福生市よりも安い料金設定となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、利用者負担の適正化の観点から、現行の手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

⑭ 一般廃棄物処理業等許可手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

一般廃棄物処理業等許可手数料については、平成 18 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、一般廃棄物の収集運搬業等を営む事業者の許可等に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 60.5%～193.5%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

⑮ 墓地許可証交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

墓地許可証交付手数料については、昭和 59 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、墓地使用許可書の書換又は再交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、書換が 27.6%、再交付が 55.1%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

⑩ 霊園管理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

また、新しい 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²区画の手数料を基に設定することが適当であるとする。

霊園管理手数料について、4.5 m²区画と 6.0 m²区画については、平成 6 年 4 月に設定され現在に至っている。1.0 m²区画と 1.5 m²区画については、平成 25 年 4 月から新たに使用されている区画であり、平成 24 年度の使用料等審議会の答申に基づき手数料が設定され、現在に至っている。

本手数料は、霊園共用部分の除草、高木剪定、トイレ清掃、ごみ処理等に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、1.0 m²区画と 1.5 m²区画については 57.9%、4.5 m²区画と 6.0 m²区画については 40.5%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。また、新しい 3.0 m²区画については、1.0 m²区画の手数料を基に設定することが適当であるとの結論に達した。

⑰ 墓地除草手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

また、新しい 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²あたりの手数料を基に設定することが適当であると考える。

墓地除草手数料については、消費税率が 8%から 10%に改定されたことを受け、令和 2 年 7 月に手数料を改定し、現在に至っている。

本手数料は、区画墓地利用者のうち、除草ができない方からの依頼により市が除草を代行する際に、作業に要する経費として納入されるものである。

墓地の除草は、本来、区画墓地の利用者が責任をもって管理すべきであり、市の税金で賄うべきではない。そのため、区画墓地の利用者のうち、除草ができない方からの依頼により市が除草を代行する際に要する経費については、利用者負担率が 100%となるように設定すべきである。

本手数料の適正化について検討した結果、現在の受益者負担率は、約 100%となっていることから、現行の手数料を据え置くことが適当であるとの結論に達した。また、新しい 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²あたりの手数料を基に設定することが適当であるとの結論に達した。

⑱ 塵芥処理（ごみ処理）手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を見直すことが適当であると考える。

塵芥処理（ごみ処理）手数料の各区分のうち、指定収集袋、粗大ごみ（収集）、粗大ごみ（持込み）、剪定枝（持込み）の各手数料については、平成 14 年 10 月に改定され、事業系一般廃棄物（持込み）の手数料については、平成 16 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、ごみの処理収集に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により、指定収集袋では、ミニ袋が 5.3%、小袋・中袋・大袋が 5.6%、粗大ごみ（収集）では 11.5%、粗大ごみ（持込み）では 9.4%、剪定枝（持込み）では 9.4%、事業系一般廃棄物（持込み）では 19.7%となっている。

また、塵芥処理（ごみ処理）に係る業務は、他の自治体との協力により一部事務組合である西多摩衛生組合において広域的に実施しているものである。

本手数料の適正化について検討した結果、手数料を見直すことが適当であるとの結論に達した。

おわりに

本審議会は、令和5年5月12日に市長から「使用料等の適正化について」の諮問を受け、延べ10回にわたって慎重に審議を重ねてきた。

使用料や手数料における受益者負担の適正化を図ることは、施設を利用する方と利用しない方との「負担の公平性・公正性」を確保することはもちろん、公共施設の老朽化が進み、今後、改修費用等が増加していくことが見込まれていることなどを考慮すると、不断に適正化の観点から見直しが図られることが重要であると認識したところである。

施設の利用者やサービスを受ける者にとっては、使用料や手数料が低く抑えられている方が望ましいのは当然であるが、今後も持続的に施設の維持管理等を行っていくためには、今回、審議を重ねてきた使用料や手数料の適正化とともに、コストを抑えた無駄のない施設運営や魅力的なサービスの提供など、経営的な視点に立った総合的な行政運営が必要であると考えている。

今後も市においては、こうした視点に立ち、質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。

資 料 編

1 諮問事項一覧

| 名 称 | 前回改定 時 期 | 経過 年数 | R5年度における審議の有無 | | | |
|----------------------------|-----------------------------|----------|---------------|----|-----------------|--------------------------|
| | | | 審議 | 答申 | 答申内容 | |
| ◇ 使用料等適正化のための基本方針について | | | | | | |
| ◇ 各施設使用料等の適正化について | | | | | | |
| 使 用 料 | コミュニティセンター | H8. 4 | 27 | ○ | ○ | 現行使用料を据え置くことが適当 |
| | 学習等供用施設・地域集会施設 | H18. 9 | 17 | ○ | ○ | 条例に規定した使用料に統一する必要がある。 |
| | 電気自動車用急速充電器 | R2. 7 | 3 | ○ | ○ | 現行使用料を据え置くことが適当 |
| | 富士見斎場 | H18. 9 | 11 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 富士見霊園 | H25. 7 | 10 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 産業福祉センター | H12. 7 | 13 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが必要 |
| | 駅前駐車施設(タクシープール) | H9. 7 | 26 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 動物公園駐車場 | H22. 6 | 13 | ○ | ○ | 平日料金を設定することは適当 |
| | 学校施設 | H12. 4 | 23 | ○ | ○ | 現行使用料を据え置くことが適当 |
| | 学校運動場夜間照明 | H8. 4 | 27 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | スポーツセンター | H30. 4 | 5 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 生涯学習センターゆとろぎ | H18. 4 | 17 | ○ | ○ | 現行使用料を見直し、市外料金を設定することが適当 |
| 指 定 管 理 施 設 | 動物公園 | H18. 4 | 17 | ○ | ○ | 料金体系区分を見直すことは適当 |
| | 弓道場 | H17. 4 | 17 | ○ | ○ | 現行使用料を据え置くことが適当 |
| | スイミングセンター | H30. 4 | 5 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 公園運動場 | H8. 4 | 27 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 公園夜間照明 | H8. 4 | 27 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 富士見公園クラブハウス | H8. 4 | 27 | ○ | ○ | 現行使用料を見直すことが適当 |
| | 堰下レクリエーション広場 | H8. 4 | 27 | ○ | ○ | 現行使用料を据え置くことが適当 |
| 手 数 料 | 放置自転車等撤去手数料 | H6. 10 | 29 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 |
| | 市政情報開示手数料 | H15. 10 | 20 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 |
| | 印鑑登録証明手数料 | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料の料金体系を見直すことが適当 |
| | 市民税関係証明手数料 | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料の料金体系を見直すことが適当 |
| | 固定資産税関係証明手数料 | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 納税証明手数料 | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 都市計画証明手数料 | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | その他証明手数料 (住民票記載事項証明 外3件) | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| その他証明手数料 (行政区域の境界証明) | S63. 6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 | |

| 名 称 | 前回改定 時 期 | 経過 年数 | R5年度における審議の有無 | | | |
|------------------|----------------|----------|---------------|----|-------------------|------------------------|
| | | | 審議 | 答申 | 答申内容 | |
| 手 数 料 | 道路関係証明手数料 | S63.6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 住民基本台帳閲覧手数料 | H16.6 | 19 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 税務関係閲覧手数料 | H15.7 | 20 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 住民票交付手数料 | S63.6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料の料金体系を見直すことが適当 |
| | 戸籍附票手数料 | S63.6 | 35 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 霊園管理手数料 | H25.7 | 10 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置き、新たな区分の設定は適当 |
| | 墓地除草手数料 | H6.4 | 29 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置き、新たな区分の設定は適当 |
| | 墓地許可証交付手数料 | S59.4 | 39 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 |
| | 塵芥処理(ごみ処理)手数料 | H14.10 | 21 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 動物の死体処理手数料 | H14.10 | 21 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | し尿処理手数料 | H21.4 | 14 | ○ | ○ | 現行手数料を見直すことが適当 |
| | 一般廃棄物処理業等許可手数料 | H18.4 | 17 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 |
| | 畜犬登録等手数料 | H11.3 | 24 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 |
| | 下水道工事店指定事務手数料 | H14.4 | 21 | ○ | ○ | 現行手数料を据え置くことが適当 |
| ◇ 水道料金の適正化について | H26.4 | 9 | ○ | ○ | 現行水道料金を見直すことが適当 | |
| ◇ 下水道使用料の適正化について | H18.4 | 17 | ○ | ○ | 現行下水道使用料を見直すことが適当 | |

※前回改定時期について、令和元年10月1日に行われた消費税率改定に係る料金改定を除いている。

2 審議会の開催経過

| 日 程 | 開 催 日 | 審 議 内 容 等 |
|-------|--------------------|--|
| 第 1 回 | 令和 5 年 5 月 12 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長から審議会委員を委嘱 (2) 会長及び職務代理者の選出 (3) 審議会の傍聴の定めを決定 (4) 諮問及び諮問事項の内容説明 (5) 審議日程の調整 (6) 市の財政状況の説明 (7) 使用料等適正化のための基本方針について |
| 第 2 回 | 令和 5 年 5 月 26 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道料金の適正化について (2) 下水道使用料の適正化について |
| 第 3 回 | 令和 5 年 6 月 9 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道使用料の適正化について (2) 手数料の適正化について |
| 第 4 回 | 令和 5 年 7 月 28 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 手数料の適正化について (2) 使用料の適正化について |
| 第 5 回 | 令和 5 年 8 月 2 日（水） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 中間答申（案）について (2) 使用料の適正化について |

| 日 程 | 開 催 日 | 審 議 内 容 等 |
|--------|--------------------|------------------------------------|
| 中間答申 | 令和 5 年 8 月 18 日（金） | 中間答申書を市長に提出 |
| 第 6 回 | 令和 5 年 8 月 18 日（金） | (1) 手数料の適正化について (2) 使用料の適正化について |
| 第 7 回 | 令和 5 年 9 月 1 日（金） | (1) 手数料の適正化について (2) 使用料の適正化について |
| 第 8 回 | 令和 5 年 9 月 13 日（水） | (1) 使用料の適正化について |
| 第 9 回 | 令和 5 年 9 月 27 日（水） | (1) 手数料の適正化について (2) 使用料の適正化について |
| 第 10 回 | 令和 5 年 10 月 4 日（水） | (1) 最終答申（案）について |
| 答 申 | 令和 5 年 11 月 2 日（木） | 最終答申書を市長に提出 |

3 審議会委員名簿

(敬称略)

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|------------------------|------------------------------------|-------|
| 市の公共施設の管理を受託している団体の代表者 | <small>たむら よしあき</small> 田村 義明 | 職務代理者 |
| 市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者 | <small>いちの あきら</small> 市野 明 | |
| | <small>しだ やすお</small> 志田 保夫 | |
| | <small>たけうち じゅんぞう</small> 竹内 潤三 | |
| 公 共 的 団 体 の 代 表 者 | <small>まつだ たつお</small> 松田 達夫 | |
| 知 識 経 験 者 | <small>かねこ あきら</small> 金子 憲 | 会 長 |
| | <small>こじま まさお</small> 小島 昌夫 | |
| | <small>しるとり ひでのり</small> 白鳥 英徳 | |
| その他市長が必要と認める者 | <small>いとう だい</small> 伊藤 大 | |
| | <small>おおた ともこ</small> 太田 知子 | |

4 使用料等の検討資料

○使用料

- ・電気自動車用急速充電器使用料【第5回資料 1-1、1-2】
- ・学習等供用施設・地域集会施設使用料【第5回資料 2-1～2-5】
- ・コミュニティセンター使用料【第5回資料 3-1～3-3】
- ・富士見斎場使用料【第6回資料 4-1～4-4】
- ・霊園使用料【第6回資料 5-1～5-6】
- ・産業福祉センター使用料【第6回資料 6-1～6-3】
- ・生涯学習センター使用料【第7回資料 1-1～1-12】
- ・学校施設使用料【第7回資料 2-1～2-3、第8回資料 2-1、2-2、2-4】
- ・学校運動場夜間照明使用料【第8回資料 2-1～2-3】
- ・駅前駐車施設（タクシープール）使用料【第7回資料 3-1～3-3】
- ・公園運動場使用料【第7回資料 4-1～4-3】
- ・富士見公園クラブハウス使用料【第7回資料 5-1～5-3】
- ・公園夜間照明使用料【第7回資料 6-1～6-4】
- ・堰下レクリエーション広場使用料【第7回資料 7-1～7-3】
- ・スポーツセンター使用料【第8回資料 1-1～1-5】
- ・弓道場使用料【第8回資料 3-1～3-3】

○手数料

- ・放置自転車等撤去手数料【第3回資料 2-1、2-2】
- ・住民票交付手数料【第6回資料 1-1、1-2、1-10】
- ・印鑑登録証明書手数料【第6回資料 1-1、1-3、1-10】
- ・戸籍附票手数料【第6回資料 1-1、1-4、1-10】
- ・その他証明手数料【第6回資料 1-1、1-5～1-8、1-10】
- ・住民基本台帳閲覧手数料【第6回資料 1-1、1-9、1-10】
- ・市民税関係証明手数料【第6回資料 2-1、2-2、2-5】
- ・固定資産税関係証明手数料【第6回資料 2-1、2-3、2-5】
- ・税関係証明手数料【第6回資料 2-1、2-4、2-5】

- ・ 納税証明手数料【第 6 回資料 3】
- ・ 道路関係証明手数料【第 7 回資料 8-1～8-3】
- ・ 動物の死体処理手数料【第 9 回資料 1-1～1-3】
- ・ し尿処理手数料【第 9 回資料 2-1～2-3】
- ・ 一般廃棄物処理業等許可手数料【第 9 回資料 3-1～3-3】
- ・ 墓地許可証交付手数料【第 9 回資料 4-1、4-2】
- ・ 霊園管理手数料【第 9 回資料 5-1、5-2】
- ・ 墓地除草手数料【第 9 回資料 6-1、6-2】
- ・ 塵芥処理（ごみ処理）手数料【第 9 回資料 7-1～7-5】